

条件付一般競争入札公告

令和 8 年 3 月 24 日

岩手県知事 達増 拓也

1 業務概要

- (1) 業務の名称 県有林巡視業務委託
- (2) 業務の場所 県行造林 大葛事業区ほか
- (3) 業務の内容 仕様書及び設計図書のとおり
- (4) 業務の期間 契約日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札の予定日時及び場所

- (1) 入札日時 令和 8 年 4 月 6 日 (月) 13 時 15 分
- (2) 場 所 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県庁 5-J 会議室

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者 (同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者 (同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (3) 岩手県からの受注業務に関し契約日において、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 県内に事業所を有していること。
- (7) 次のいずれかに該当する者 (以下「技術者」という。) を有していること。
 - ア 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 2 条第 1 項に規定する技術士 (森林部門に限る) の登録を受けた者。

- イ 一般社団法人日本森林技術協会が実施する養成研修会を修了し、林業技士として登録された者。
 - ウ 公益財団法人岩手県林業労働対策基金が実施する研修を修了し、林業作業士としての認定を受けた者。
 - エ 農林水産大臣が実施する林業普及指導員資格試験に合格した者。
 - オ 岩手県が実施する森林整備技術研修を受講し、修了した者。
- (8) 岩手県の県有林事業において、過去 10 年以内に立木調査委託業務（航空レーザーによる立木調査委託業務は除く。）を受託したことがある者。

4 入札保証金

入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）と保証の予約をしたとき。

5 設計図書及び契約条項の縦覧期間・場所

- (1) 期間 令和 8 年 3 月 24 日 ～ 令和 8 年 4 月 3 日
- (2) 場所 岩手県農林水産部森林保全課

6 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。メールまたはファクスによる提出可。）により、令和 8 年 3 月 30 日（月）正午までに 9 に示す場所に提出すること。回答は、質問者及び入札参加者に対しメールまたはファクスにより回答する。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、紙媒体により入札日時に提出すること。
- (2) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

8 その他

- (1) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により技術者による業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (2) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (3) その他詳細については条件付一般競争入札説明書に示すとおりとする。
- (4) 本事業の実施は、令和 8 年度岩手県特別会計予算が議決されていない場合等にあつては、本業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

9 照会先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県農林水産部森林保全課県有林担当

電話 019-629-5797

メール AF0012@pref.iwate.jp

ファクス 019-629-5789